



安曇野市

地域防災計画

概要版

近年、全国各地で大規模地震や、台風・局地的な豪雨による洪水・土砂災害などにより多くの尊い命や財産が失われています。安曇野市でもいつ災害が起るかわかりません。

市は「地域防災計画」を策定して、市域に係る様々な災害対策を立て、市民の生命・財産等を守り、安心・安全なまちづくりに努めています。

この概要版は、安曇野市地域防災計画のうち、特に市民の皆様に知っておいていただきたい事項をまとめたものです。

多くの市民の皆様に読んでいただき、防災に関心を持っていただければ幸いです。

地域防災計画とは

● 地域防災計画の目的

安曇野市地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて、市長を会長とする「安曇野市防災会議」が定める計画です。

市や防災関係機関、市民および事業所の皆さんのが果たすべき責務と役割を定めています。災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施する事によって、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目指します。



● 防災計画の構成

安曇野市地域防災計画は、防災対策における基本理念をはじめ、下記のような構成で作成されています。

| | | | |
|--------|----------|------------|---|
| 本 編 | 風水害対策編 | 1 総 則 | 計画の基本理念や施策の概要、防災関係機関の処置業務や大綱被害想定などについて定めています。 |
| | | 2 災害予防計画 | 災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。 |
| | 地震災害対策編 | 3 災害応急対策計画 | 災害発生時の対応について定めています。 |
| | その他災害対策編 | 4 災害復旧計画 | 災害発生後の復旧や復興の対策について定めています。 |

資料・様式 編

条例や基準、災害時相互応援協定など、様式、各種データなどを記載しています。

●防災計画の基本理念

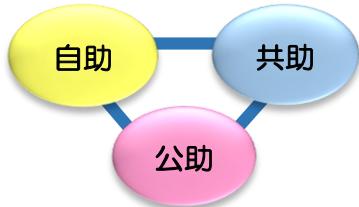
市は、下記事項を対策目標として、県やその他の関係機関等及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって防災対策を推進します。

| 基本の考え方 | 対策の概要 |
|-------------------------------|---|
| 災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を重視 | <ul style="list-style-type: none"> ○周到かつ十分な災害予防を行う ○迅速かつ円滑な災害応急対策を行う ○適切かつ速やかな災害復旧・復興を行う |
| 「人命の安全を第一」に県及び防災関係機関と緊密な連携を図る | <ul style="list-style-type: none"> ○防災施設・設備の整備の促進を図る ○防災体制の充実を図る ○市民の防災意識の高揚および自主防災組織等の育成強化を図る ○要配慮者を含めた多くの市民の地域防災活動への参画を推進する ○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る ○防災関係機関、市民等の間、市民等と行政の間での防災情報共有の促進を図る |
| 市民は、「自分の命は自分で守る」認識をもつ | <ul style="list-style-type: none"> ○地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、助け合う気概を醸成する ○災害時を念頭においていた防災対策を常日頃から講じる機会を醸成する |
| 自助、共助、公助による被害の最小化 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する |

▼自助、共助、公助

減災を意識した防災を実現するには、自助、共助、公助がうまく機能する事が大切です。

市および防災関係機関はもとより、市民や事業所の皆さんのが主となって取り組み、又、相互の連携を図る事が不可欠になります。



◎特に大切です
自分の命は自分で守ろう 【自助】
近くの人でお互い助け合おう 【共助】

●想定される災害

風水害

本市は、松本盆地の最も低い部分を有しており、盆地の全ての水が集まります。河川流域に断続的に雨が降った場合には河川の氾濫・堤防の決壊などで、浸水被害が発生する危険性があります。



地震災害

本市の直下には、松本盆地東縁断層帯と呼ばれる活断層があります。また、周辺地域には、牛伏寺断層をはじめとした多くの活断層があるとされており、これらの活動に伴う大規模地震により、甚大な被害が発生する恐れがあります。



土砂災害

本市の山間部は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという地理的条件から、土石流や崖崩れなどの土砂災害による被害が発生する可能性があります。



その他

そのほか、市民に影響を及ぼす、原子力災害、火山災害、雪害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火事や林野火災などの災害発生が想定されます。



2 災害予防計画

●災害に強いまちづくり

災害発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、事前に大規模な災害の発生を見据えた体制確立や、施設、資機材等の基盤整備は特に重要となります。

また、市は地域内における総合的・計画的な防災対策を推進するため、日頃から自らの組織動員体制および装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を行うための拠点整備や防災訓練等の実施を通じて防災関係機関や市民の皆さんと相互に連携しながら防災体制を整えます。

防災基盤の整備

市が総合的・広域的な防災を行うにあたっては、災害から市民の生命、財産及び郷土を守るために必要な交通・通信施設の整備や住宅、学校等の施設の耐震化に努めるとともに、災害拠点となる庁舎・指定避難所等の防災施設等を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進します。



情報の収集・連絡体制の整備

市は、災害情報の収集を迅速かつ確実に行うため、情報収集体制をあらかじめ整備し、関係機関・団体・自主防災組織との相互連携を緊密にするよう努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により防災情報等を共有し市民への周知を図ります。また、J - A L E R T 、ニアラート等のシステム維持および防災行政無線の維持管理を継続して行います。



災害に強い防災活動体制の整備

市は、災害発生時において、災害対策活動を円滑に行うため、職員の配備活動体制の整備、防災関係組織の整備等、発災時における活動体制の整備を図ります。

また、災害の規模および被害の状況から市単独での対応が困難になった場合に備え、あらかじめ防災関係機関や他自治体（友好都市含む）、企業等と応援協定を締結するなど、県と一体となって広域的な応援体制の整備を図ります。

防災拠点施設等の整備

大規模災害発時においては、市外から広域応援や救援物資の供給などが行われます。このため市は、防災拠点となる施設を予め指定・計画し、積極的に整備を推進します。



●災害種別の予防

市は、各種災害の種類に応じて情報収集・連絡体制を確立するほか、下記のような個別の災害予防対策を行います。

- 風水害：円滑な避難行動が行われるような市民への周知・伝達、指定避難所等の防災拠点の積極的整備など
- 地震：道路等や各種建築物の耐震化対策、東海地震関連情報及び警戒宣言発令時の活動体制など
- 原子力：放射性物質の拡散または、放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査など
- 火山：火山の噴火警報・降灰予報・火山ガス予報及び火山に関する解説情報（臨時）発表時の市民への迅速な情報伝達
- 雪害：迅速かつ適切な除雪体制を強化。雪崩対策、電力供給設備・電気設備の雪害対策。農林水産物の雪害被害防止
- 事故：万が一に備えた情報収集・連絡体制・資機材の整備。非常時の職員体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制整備など
- 火災：建築物の耐火構造・屋根の不燃化を促進。林野火災の発生防止と発生時の応急対策など

●救護救援活動体制の整備

市は、災害発生時に迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、下記の救護救援活動体制の整備を行います。

- 防災拠点整備
- 救助・救急医療
- 要配慮者支援
- 孤立防止
- 食料品等の備蓄・調達
- 給水
- 生活必需品の備蓄・調達
- ボランティア活動の環境整備



- 市民の皆さんのが行う災害への備え

災害から、自分や自分の家族を守るために、日頃から防災気象情報などに关心を持ち、非常持ち出し袋の準備や最低3日、できれば一週間分の備蓄品の準備をしましょう。

また、住宅の耐震化や家具の固定、感震ブレーカーを設置するなど、今できる事から備えていきましょう。

●市、市民および事業者による防災活動の充実

市民および事業所の皆さんと行政が一体となり、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」を実現するため、消防団、自主防災組織などの強化・育成、職員及び市民などに対する防災教育、防災訓練の充実等に関する対策を行います。

防 災 教 育

市は、市民の皆さん、事業者に対し広報あづみのや防災マップ、出前講座等を通じて、地域のリスクや避難所等の位置、災害への備えと避難行動などについて周知を行っています。今後も防災広報の充実に努めます。



自 主 防 災 組 織 の 育 成 ・ 援 助

自主防災組織は、地域における防災の要として、重要な役割を果たします。

市は、県と連携して自主防災リーダー研修の実施や活動基盤を充実させるための補助、女性の参画による組織活性化に努めます。



防 災 訓 練

市は、災害発生時における行動の確認、関係機関、市民等との協調体制の強化を目的とし、総合防災訓練を行います。

また、防災関係機関・自主防災組織等が主体で実施する訓練や要配慮者利用施設管理者が作成する避難計画のアドバイスを行うなど地域防災力の充実・向上に努めます。



3 災 害 応 急 対 策 計 画

●災害応急活動体制

市は、災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力に推進します。特に、人命の救助・救出及び安全の確保と災害時応急活動に関する意思決定をすみやかに行うため、勤務時間の内外を問わず、全庁的な体制を迅速に確立します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県及び関係機関等と密接な連携を図り、災害対応に全力を尽くします。



災害が甚大で、市単独での対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づき、県及び県内市町村、防災関係機関・自衛隊に対して応援協力を要請するなど、強力な災害応急活動を行います。

●情報の収集と伝達

市は、特別警報・警報などの気象情報や地震に関する情報、その他の災害情報の収集・伝達、避難に関する情報など防災に関する重要情報を複数の手段を通じて伝達します。

- 防災行政無線（全国瞬時警報システム（J - A L E R T））
- 安曇野市防災行政無線テレホンサービス
- 緊急告知機能付き防災ラジオ
- 安曇野市メール配信サービス
- 災害協定に基づくあづみ野テレビ、あづみ野エフエム放送
- 広報車
- 安曇野市ホームページ
- 安曇野市公式ツイッター
- 緊急速報メール
- Lアラート（災害情報共有システム）



●避 難 受 入 及 び 情 報 提 供

市は、洪水、土砂災害、地震などにより市民の生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、避難勧告等を発令し、市民の皆さんに対し安全を確保するよう避難等の呼びかけを行います。

また、避難者が安心して過ごせるよう、避難所等の開設や運営を施設管理者や自主防災組織の協力のもと、避難者による自主運営を原則とした管理運営を行います。



●被災地生活救援活動

市は、災害に対する緊急対策が一段落した段階で、引き続き被災者の皆さんの保護と秩序の安定を図るため、下記の生活救援活動を行います。

- | | | |
|--------------------|----------------|--------------|
| ○食料の調達・供給 | ○飲料水の調達・供給 | ○生活必需品の調達・供給 |
| ○保健衛生、感染症予防活動 | ○死体の搜索及び処置等の活動 | ○廃棄物の処理活動 |
| ○危険物施設等応急活動 | ○電気施設応急活動 | ○上下水道施設応急活動 |
| ○建築物災害応急活動 | ○道路及び橋梁応急活動 | ○河川施設等応急活動 |
| ○災害の拡大防止と二次災害の防止活動 | ○農林水産物災害応急活動 | ○文教活動 |



●義援金・義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関と連携を図りながら、義援金の募集が必要な災害が発生した場合には、受付窓口を設置します。また、義援物資は受け入れを希望する物資を把握し、募集する物資の種類や数量を周知して、被災者が受け入れを希望する物資を適正に受け取り、配分します。

4 災害復旧計画

●基本方針と生活再建に向けての支援策

復旧・復興にあたっては、市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活再建及び経済の復興及び施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指します。

また、被災した市民の皆さんのが、一日でも早く普段の生活に戻れるよう、市は県及び関係機関等と連携し、被災者生活再建支援法等に基づく支援金などの支給、災害援護資金の貸付、租税の減免などの各種支援措置を行います。

復旧・復興の基本方針

- 復旧・復興にあたっては、迅速な現状復旧を目指すか、更に災害に強いまちづくりのため計画的復興を目指すかを決定します。
- 市民の皆さんの意向を尊重しつつ協同して計画的に行います。
- 災害復旧・復興対策推進のため、必要に応じ国、他県、他市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めます。



生活・福祉対策

市は、県及び国が窓口となって行う生活・福祉に関する支援策を推進します。これらの実施にあたっては、法令や条例などに定められる各種支援策の適応条件（対象世帯や限度額など）について、個別に判断した上でそれぞれ必要な支援が行われます。



- | | |
|--------------------|--|
| ・災害弔慰金の支給 | : 災害で死亡された方の遺族に支給されます。 |
| ・災害障害見舞金の支給 | : 災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方に支給されます。 |
| ・被災者生活再建支援金の支給 | : 自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給されます。 |
| ・生活福祉資金（災害援護資金）の貸与 | : 高齢者等や障がい者の生活を経済的に支える貸付資金です。 |
| ・母子父子寡婦福祉資金の貸与 | : 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子または男子、寡婦等への貸付資金です。 |

その他

災害により住宅に被害を受けた市民の皆さんに対し、市、県及び国などによる支援策として、民間賃貸住宅の紹介、公営住宅のあっせん、住宅金融公庫による融資等があります。被害状況などによりこれらの支援策が実施される場合、市は制度の内容について市民の皆さんに周知を図ります。

また、市は被災中小企業等や、損失を受けた被害農林漁業者等の事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融資について支援します。さらには、被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国や県、関係機関等と連携して、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信するなど、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行います。

●災害復興

大規模な災害が発生し、市内の地域が甚大な被害を受けた場合は、市としての機能と市民生活の円滑かつ計画的な復旧・復興を図るために、市は県及び関係機関と連携して災害復旧・復興体制を確立し、市民の皆さんとの意思疎通を図りながら、持続可能なまちづくりの視点を取り入れた復旧・復興計画を策定します。また、生活再建に向けての支援策や、住民との協同による復興のための仕組み作りを推進し、市民の皆さんの自力復興を後押しします。



いろいろな情報の入手方法

安曇野市防災行政無線テレホンサービス

デジタル防災行政無線で放送した内容を電話で確認することができます。

☎ 0120-27-1313

メール配信

安曇野市メール配信サービス

事前に登録いただくと火災・気象・地震などの防災情報を携帯電話等で受信することができます。

※ 登録はこちらへ空メールを送信 t-azumino@sg-m.jp

インターネット

安曇野市ホームページ

<http://www.city.azumino.nagano.jp/>

気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/>

長野県河川砂防情報ステーション

<http://www.sabo-nagano.jp/dps/>

川の防災情報（国土交通省）

<http://www.river.go.jp/>

S N S

安曇野市ツイッター

https://twitter.com/Azumino_city



安曇野市 地域防災計画 概要版

令和2年3月改定

安曇野市 総務部 危機管理課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2000 (代表)

FAX 0263-72-6739